

日本放送協会 理事会議事録

(2020年 1月15日開催分)

2020年 1月31日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

2020年 1月15日(水) 午前9時00分～9時40分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、木田専務理事、板野専務理事、
児野専務理事・技師長、荒木専務理事、松原理事、黄木理事、
中田理事、鈴木理事、松坂理事、正籬理事、坂本特別主幹
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

(1) 第1345回経営委員会付議事項について

2 報告事項

(1) インターネット活用業務実施基準の認可について

3 審議事項

(2) 2019年度(令和元年度)インターネット活用業務実施計画に

ついて

(3) 2020年度（令和2年度）インターネット活用業務実施計画について

(4) 令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画

議事経過

1 審議事項

(1) 第1345回経営委員会付議事項について
(経営企画局)

本日開催される第1345回経営委員会に付議する事項について、審議をお願いします。

付議事項は、議決事項として、「2019年度（令和元年度）インターネット活用業務実施計画について」、「2020年度（令和2年度）インターネット活用業務実施計画について」、「令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画」、「2020年度（令和2年度）国内放送番組編集の基本計画について」、および「2020年度（令和2年度）国際放送番組編集の基本計画について」です。また、報告事項として、「インターネット活用業務実施基準の認可について」と「関連団体運営基準の一部改正について」です。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

2 報告事項

(1) インターネット活用業務実施基準の認可について
(経営企画局)

インターネット活用業務実施基準（以下、「実施基準」）の認可について報告します。

NHKがインターネットで国内テレビ放送の常時同時配信を行うことを可能とする改正放送法が2019年5月に成立し、2020年1月1日から施行されました。この法改正を受けた新しい実施基準については、2019年10月15日の第1338回経営委員会での議決後、総務大臣に認可申請を行いました。その後、総務省が示した「日本放送協会のイ

インターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」等を踏まえ、内容を一部修正し、12月24日の第1344回経営委員会で議決された後、再度認可申請を行いました。2020年1月14日に開催された総務省の電波監理審議会でこれを認可することを適当とする旨の答申が行われ、同日、総務大臣の認可を受けました。

認可書には、インターネット活用業務の実施に当たっては、国民・視聴者が放送番組を視聴する上で有効なものとなるように取り組み、当該業務の実施により得られた知見等の成果については、放送サービスの向上の観点から、民間放送事業者等の関連事業者との共有に努めること、インターネット活用業務の費用の抑制的管理のための具体的な仕組みについて検討し、令和2年度中に一定の結論を得て、早期に導入することなど、12項目の認可条件が付されています。

なお、総務省は、2019年9月6日に改定した「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」に定める審査項目に照らして検討を行い、現時点での考え方を整理したものとして、「日本放送協会のインターネット活用業務実施基準の認可申請に対する総務省の考え方」を公表しています。

3 審議事項

(2) 2019年度（令和元年度）インターネット活用業務実施計画について

（経営企画局）

「2019年度（令和元年度）インターネット活用業務実施計画」（以下、「2019年度実施計画」）について、審議をお願いします。

実施計画は2020年1月14日に総務大臣の認可を得た「インターネット活用業務実施基準」（以下、「実施基準」）に則り策定したものです（注1）。改正放送法附則第4条で、2019年度実施計画は、改正法の施行後遅滞なく定めることとされているため、現在の「インターネットサービス実施計画」に代わる新たな実施計画としてとりまとめました。

実施計画のはじめに、策定過程等について記載しています。

実施計画の策定にあたっては、インターネット活用業務の適切性を確保する観点から、会長の諮問機関である「インターネット活用業務審査・

評価委員会」(以下、「審査・評価委員会」)に見解を求め、これを尊重することとしています。評価委員会には、実施計画について、2019年12月26日に諮問しました。委員会からは、2020年1月6日に答申として「公共放送の業務としての適切性を確保する観点から検討した結果、概ね妥当であると考えられる」との見解をいただきました。なお、本実施計画の開始日は本日、1月15日です。

次に、「インターネット活用業務基本方針」についてです。

NHKのインターネット業務は放送を補完してその効果・効用を高め、放送法第15条に掲げられたNHKの目的を達成するために実施します。信頼される「情報の社会的基盤」としての役割を果たしていくために、放送番組と、番組の理解増進情報の提供を行います。改正放送法が1月1日に施行され、国内テレビ放送の放送番組を、常時、放送と同時に配信する業務を行うことが可能となったことを踏まえ、2020年4月1日から、総合テレビと教育テレビ(以下、「Eテレ」という)の放送番組の常時同時配信・見逃し番組配信を開始します。また、2019年度中は、受信料制度との整合を保つ上で重要な「認証」の確実な実施のため、3月1日から、一日に17時間程度の総合テレビとEテレの番組の常時同時配信と、総合テレビ、Eテレの見逃し番組配信を、試行的に実施します。新しいサービスの名称は「NHKプラス」です。名称を「NHKプラス」としたのは、視聴者のみなさまにとっての「新しい価値」を提供し加える、プラスするものとしたいとの考えからです。

インターネット活用業務の実施にあたっては、実施基準を遵守するとともに、受信料制度の趣旨に照らして不適切とならないこと、業務の実施に過大な費用を要するものとならないこと等、実施基準の認可要件に従って適切に実施します。また、各サービスの提供にあたっては、万全のセキュリティ対策を講じます。特に個人情報、視聴関連情報その他の情報については、法令やNHK個人情報保護方針等に則り、必要な措置を講じます。

受信料を財源として実施するインターネット活用業務については、効率的・効果的に実施するとともに、経理の透明性も確保します。費用については、実施しようとする業務が真に必要で有効なものか、受信料財源により賄うことが妥当かなどの観点から検討し、実施基準に示した上限の中で、抑制的に管理します。

放送法上の努力義務に係る取り組み、ユニバーサル・サービスへの取り組み、国際インターネット活用業務については、効率的に行うように努めつつ、公益性の観点から積極的に実施します。民間放送事業者への協力については、二元体制を踏まえ、相互にメリットをもたらす連携・協調の一環として、適切に進めていきます。

次に、「1 インターネット活用業務の種類」についてです。

2019年度は、実施基準第2条に示した2号受信料財源業務（放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの）と、2号有料業務（放送番組等を、電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの）を実施します。また、3号受信料財源業務（放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの）や、3号有料業務（放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの）を、3号対象事業者からの求めに応じて実施することがあります。

続いて、「2 2号受信料財務業務（NHKオンライン、NHK公式アプリ等のサービス）について」です。

「国内インターネット活用業務」として、（1）地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信（「NHKプラス」）についてです。地上テレビ常時同時配信は、3月1日から31日まで、総合テレビとEテレで放送している番組を1日に17時間程度提供します。埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県各区域を合わせた区域（以下、「南関東エリア」）を対象とした放送中番組を、全国に向けて配信します。地上テレビ見逃し番組配信は、総合テレビとEテレで放送した番組を、原則としてすべて、7日間提供します。「NHKプラス」のサービスを通じて、放送の補完として、正確で迅速なニュースや質の高い多彩な番組を配信することにより、放送番組の視聴機会の拡大を図り、NHKが追求する6つの「公共的価値」（注2）の実現につなげていきます。

（2）オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組みについてです。3月から聖火リレーも始まることから、放送を補完するものとして、

オリンピック・パラリンピックのニュース・番組の理解増進情報を提供します。

(3) 上記以外の国内インターネット活用業務については、番組ごとのサービスとして、「a. 報道番組」、「b. 教育・教養番組」、「c. 娯楽番組」、ジャンルにまたがる取り組みとして、「d. ラジオ放送を補完するインターネットサービス」、「e. 放送番組の周知・広報」、「f. 地域放送局のウェブサイトを通じた地域情報の提供」、「g. アーカイブス映像・音声などの提供」、「h. テレビ受信機向けのインターネットサービス」、「i. ユニバーサル・サービスへの取り組み」の9つのカテゴリーに分類しています。

「国際インターネット活用業務」は、国際放送（テレビ国際放送とラジオ国際放送）の放送番組の同時提供、見逃し番組・聴き逃し番組の提供、国際放送の番組の理解増進情報の提供を行います。

「2号受信料財源業務の実施方法について」です。

2号受信料財源業務のサービスは、原則としてNHKオンライン上のウェブサイト、NHK公式アプリを通じて提供します。また、2号受信料財源業務のサービスの一部を、電気通信回線を通じて一般への情報提供を行う他の事業者のウェブサイトまたはアプリを通じて提供することがあります。地上テレビ常時同時配信の提供時間は、総合テレビ、Eテレとも、原則として毎日午前7時から翌日午前0時までの、各17時間程度です。地上テレビ見逃し番組配信は、総合テレビ、Eテレとも、一日24時間、いつでも、何度でも利用することができます。地上テレビ常時同時配信、地上テレビ見逃し番組配信、国内ラジオ放送の同時配信の提供対象地域は、日本国内に限ります。

「2号受信料財源業務の料金その他の提供条件について」です。

2号受信料財源業務は、利用者に対価を求めることなく実施します。このうち、地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信については、受信料制度を毀損することのないようにするため、以下の措置を講じます。まず、利用したい人が、受信契約を確認するために必要な情報を入力し、利用申込をするとIDが発行されます。利用時にはそのIDによる認証を行います。認証されていない状態のときや受信契約が確認できない場合は、常時同時配信の画面上に、受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージを表示します。また、見逃し番組配信の番組は視聴することができません。利用申込をした人は、発行されたIDを用いることにより、自

らと生計をともにする人その他利用規約で定める人に利用させることができます。なお、災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって迅速に提供すべきものを伝える放送番組を提供する場合は、臨時かつ一時的にメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行い、広く一般に利用可能とする措置を講ずることがあります。

次に、「3 2号有料業務（NHKオンデマンド）について」です。

放送済みの番組を広く一般に提供する「NHKオンデマンド」のサービスによって、国民共有の財産という性格を持った放送番組等を広く国民に還元します。利便性の向上やコンテンツの充実など、「NHKオンデマンド」のサービスのさらなる向上に取り組み、アクティブユーザーの増加を目指します。常時同時配信・見逃し番組配信のサービス開始にともなって、2020年3月1日に、これまでの契約種別「見逃し見放題パック」と「特選見放題パック」を「まるごと見放題パック」に統合します。

「4 放送法上の努力義務に係る取り組みについて」です。

地方向け放送番組の提供」について、2019年度は、地方向け放送番組の提供に向けた体制・設備の整備について検討を進めます。

「他の放送事業者が行う配信業務への協力」については、2019年度は、在京民放5社が運営する民放公式テレビポータル「TVe r（ティーバー）」を經由して、一部の既放送番組を提供します。また、民放ラジオ局などが参加するインターネットラジオ「r a d i k o（ラジコ）」を經由して、ラジオ第1放送とFM放送の放送中番組を提供します。

「5 3号受信料財源業務について」です。

多数の国民の生命・財産に切迫した危機があると考えられる大規模災害時等において、インターネット事業を行っている事業者からの申し出に基づき、NHKが放送する緊急ニュースを、事業者が放送と同時に提供することを認める場合があります。また、NHKの国際放送について、より多くの海外の視聴者に接触していただけるようにする施策の一環として、動画や音声をインターネットを用いて提供する海外の事業者に、国際放送の放送番組等は無償で提供することがあります。

「6 3号有料業務について」です。

3号有料業務として、ビデオ・オン・デマンド（VOD）事業を行っている対象事業者から求めがあった場合、NHKが国内で放送した番組等

を当該事業者の有料で提供することがあります。国民共有の財産という性格を持った放送番組等を広く国民に還元します。

「7 インターネット活用業務の実施に要する費用について」です。

2号受信料財源業務の費用は、受信料収入の2.4%にあたる168億円です。適正な上限の中で抑制的に管理し、効率的なサービス実施に努めます。3号受信料財源業務の費用は、0.1億円を想定しています。また、2号有料業務、3号有料業務の費用については、「放送番組等有料配信業務勘定」において、事業支出として21億円を計上しています。また、事業収入は21億円、事業収支差金は0.1億円です。

「8 インターネット活用業務の経理について」です。

2019年度の経理については、実施基準附則第8条に則り、従前の例により費用を整理します。なお、2020年度の実施計画から、新たな実施基準42条に規定するとおり、「区分経理」と「費用明細表」の添付を行います。

「9 インターネット活用業務審査・評価委員会について」です。

インターネット活用業務における適切性の確保に資するため、会長の諮問機関として審査・評価委員会を設置しています。競合事業者からの意見・苦情等への対応については、審査・評価委員会に検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講じます。また、実施計画の実施状況の評価や、次年度以降のインターネット活用業務実施計画の策定にあたっての見解を求め、それを尊重します。

「10 インターネット活用業務に関する意見・苦情等への対応について」です。

NHKが実施するインターネット活用業務に関して、競合事業者または外部事業者（以下、「競合事業者等」）から意見・苦情等が寄せられたときは、適切かつ速やかにこれを受け付けて対応します。また、利用者からの意見・苦情等は、NHKふれあいセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応します。

「11 実施状況の評価とそれを踏まえた業務の改善について」です。

2019年度の終了後、2019年度実施計画の実施状況を、収支実績も含めて取りまとめ、それについて評価を行います。また、少なくとも3年ごとに行うと定めているインターネット活用業務の実施状況の評価については、改正放送法の施行後最初の評価を2019年度の終了後に行

います。その結果に基づき必要があると認める場合には、業務の改善を図るための措置を講じます。

「12 インターネット活用業務に関する各種資料、利用規約について」は、NHKオンラインの各種ウェブサイトに記載しています。

本件が了承されれば、本日開催の第1345回経営委員会に議決事項として提出し、経営委員会の議決が得られれば、総務大臣に提出します。

(会長) 執行部として、真摯に検討を重ねてきた内容です。ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日の第1345回経営委員会に諮ります。

注1:「インターネット活用業務実施基準」、「2019年度(令和元年度)インターネット活用業務実施計画」は、NHKのホームページ「NHKオンライン」の「経営に関する情報」に掲載しています。

注2:①正確、公平・公正な情報で貢献、②安全で安心な暮らしに貢献、③質の高い文化の創造、④地域社会への貢献、⑤日本と国際社会の理解促進、⑥教育と福祉への貢献

(3) 2020年度(令和2年度)インターネット活用業務実施計画について

(経営企画局)

「2020年度インターネット活用業務実施計画」(以下、「実施計画」)について、審議をお願いします。

2019年度と重複する部分は省略し、2020年度の特徴的な部分について説明します。

実施計画は2020年1月14日に総務大臣から認可があった「インターネット活用業務実施基準」(以下、「実施基準」)に則り策定したものです(注1)。

実施計画のはじめに、策定過程等について記載しています。

実施計画の策定にあたっては、インターネット活用業務の適切性を確保する観点から、会長の諮問機関である「インターネット活用業務審査・評価委員会」(以下、「審査・評価委員会」)に見解を求め、これを尊重することとしています。評価委員会には、2020年度実施計画について

も2019年12月26日に諮問しました。委員会からは、2020年1月6日に答申として、「公共放送の業務としての適切性を確保する観点から検討した結果、概ね妥当であると考えられる」との見解をいただきました。なお、本実施計画の開始日は4月1日です。

まず、「2号受信料財務業務（NHKオンライン、NHK公式アプリ等のサービス）について」の中に、2020年度に実施する2号受信料財源業務の費用の削減について記しました。2020年度に実施するこれらの業務の計画の策定にあたっては、利用状況などの分析に基づいて、サービスの統廃合などを、利用者に極力ご不便をかけないように留意しつつ、一層推し進めるなど、業務に要する費用の削減を図りました。

次に「国内インターネット活用業務」のうち、（1）地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信（「NHKプラス」）についてです。地上テレビ常時同時配信は、2020年4月1日から、総合テレビとEテレで放送している番組を一日に各18時間程度提供します。。

続いて（2）オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組みについてです。特設サイト「東京2020オリンピック・パラリンピックサイト」を中心にサービスを提供します。開催前から順次、競技や選手を紹介する記事、大会関連ニュース、動画など各種関連情報を提供します。大会期間中には、各競技の実施予定、放送予定、結果等のほか、放送だけでは伝えきれない競技の映像・音声のリアルタイム提供やハイライト動画等の提供を行います。あわせて、字幕・手話・多言語展開などのユニバーサル・サービスを、提供情報の自動生成に係る技術など最先端の技術を活用しながら提供します。

「2号受信料財源業務の実施方法について」です。

地上テレビ常時同時配信の提供時間は、総合テレビ、Eテレとも、原則として毎日午前6時から翌日午前0時までの、各18時間程度です。

「2号受信料財源業務の料金その他の提供条件について」です。認証に係る業務については、2020年度は最大350万IDに対してサービスを提供する場合まで対応できる体制で実施します。この想定を超えるIDを発行し、運用する事態が生じた場合は、実施基準に則り、2号受信料財源業務の費用の上限を超過して国内インターネット活用業務を実施することがあります。なお、オリンピック・パラリンピック東京大会の開会式、または最初の公式競技開始の時点から、閉会式または最後の公式競

技終了までの期間中、競技の中継、およびその関連番組を提供する場合は、臨時かつ一時的にメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行い、広く一般に利用可能とする措置を講ずることがあります。

「4 放送法上の努力義務に係る取り組みについて」です。

「地方向け放送番組の提供」について、2020年度は、地上テレビ見逃し番組配信の中で、全国向けに再放送した地方向け放送番組を提供します。また、南関東エリア以外の地域で放送された地方向け放送番組の一部の提供を行うこととし、この提供のために必要となる設備について、整備を行います。地方向け放送番組を配信する費用は、2020年度は2億円です。

「7 インターネット活用業務の実施に要する費用について」です。

2020年度から、改正法方法等を踏まえた新たな実施基準に則り、費用の説明性を向上させます。受信料収入の2.5%を費用の上限として管理する業務と、それとは別枠で管理するオリンピック・パラリンピック東京大会の業務からなる2号受信料財源業務の費用の合算は、189億円です。このうち、常時同時配信等業務に係る費用は、54億円です。内訳は別表として「費用明細表」に掲載します。「費用明細表」に「実施基準附則第4条関係」とあるのが、「オリンピック・パラリンピック東京大会」関連の費用です。そして、「常時同時配信等業務」「左記以外の業務」「国際インターネット活用業務」を合わせたものが、受信料収入の2.5%を費用の上限として管理する業務です。また、3号受信料財源業務の費用は、0.1億円です。2号有料業務、3号有料業務の費用については、13億円です。なお、「有料インターネット活用業務勘定」の事業収入は12億円、事業支出は13億円、事業収支差金は0.9億円の赤字です。2020年度の実施計画から、別表として、受信料財源業務と有料業務の費用明細表をつけています。

「8 インターネット活用業務の経理について」です。

インターネット活用業務の費用の整理にあたっては、インターネット活用業務の費用として特定できるものはそれぞれの業務に直課するとともに、複数の業務に係る経費は、放送法施行規則第32条第4項に則り、費用の特性に応じて、次項の配賦基準によりそれぞれの業務に整理します。費用を整理した結果は、放送法施行規則別表第3号の2および別表第3号の3で定められた「費用明細表」にまとめ、公表します。

「11 実施状況の評価とそれを踏まえた業務の改善について」です。

2020年度の終了後、2020年度実施計画の実施状況を、収支実績も含めて取りまとめ、それについて評価を行います。また、少なくとも3年ごとに行うと定めているインターネット活用業務の実施状況の評価については、2019年度の終了後に行う評価の次は、2022年度の終了後に行う予定です。

本件が了承されれば、本日開催の第1345回経営委員会に議決事項として提出し、経営委員会の議決が得られれば、総務大臣に提出します。

(黄木理事) 想定上限の350万IDを発行し運用する事態が生じた場合でも、経費面で問題はありますか。

(経営企画局) 基本的には受信料収入の2.5%の上限の中で設定した予算の枠の中で行っていきませんが、大きな災害等が発生した場合に利用者が想定を超え、増える可能性があります。その場合も、しっかりと対応できる規定になっていると考えています。計画をしっかりと立てた上で経費が想定を超えた場合は、決算も含め、丁寧に説明していく必要があると思います。

(黄木理事) 350万IDで管理するということですが、現場で担当する者としては、常時同時配信の価値を視聴者にしっかりお知らせして、できるだけ使ってもらいたいという考えだと思います。職員が思い切った仕事にあたることができるよう、経営の側から明確なメッセージを出すことがぜひ必要だと考えます。

(経営企画局) 公共メディアに向け進化していく中で極めて重要な一歩であり、ご指摘も踏まえ進めていきたいと考えています。

(松坂理事) 350万IDを超え、経費が2.5%を上回るものがあつた場合は、決算を待たずに、年度途中でも説明していく必要があるのではと考えています。

(荒木専務理事) 3月1日から試行的に常時同時配信・見直し番組配信サービスを始めますが、3か月後あたりで、どの程度利用が広がっているか、ニーズがあるのかが

見えてくると思います。利用状況を見て、サービスのあり方を判断していくことが必要だと考えています。

(黄木理事) 理解増進情報の範囲について、認可条件では令和2年度中に競合事業者等から意見を聴く機会を設け、検証を行うことと書かれていましたが、この点について、実施計画上、何か対応するのですか。

(経営企画局) 実施計画には書き込んでいません。意見を聴く場を設けることは検討していますが、編集権に関わることでもあり、自律性を担保する形で取り組みたいと考えています。

(黄木理事) 認可条件の内容は、編集判断には踏み込むものではないと受け止めています。市場への影響等について意見を聴くという姿勢を堅持してもらいたいと思います。

(正籬理事) サービス開始後の状況を踏まえ、職員一人一人が350万IDの意味合いを理解して共通認識を持てるようにしてもらいたいと私も考えます。

(会 長) 今回付された認可条件や懸念に真摯に向き合い、NHKが目指すものとのバランスをどう取りながら進めていくか、難しいところですが、しっかり対応していくことが、我々に課された大きなチャレンジです。職員に明確なメッセージを伝えることが大事だと考えます。視聴者・国民に対し、信頼される「情報の社会的基盤」としての役割をどう果たしていくかを考えながら進んでいくことが重要です。公共メディアの実現につなげていきたいと思います。

(会 長) 執行部として、真摯に検討を重ねてきた内容です。原案どおり了承し、本日の第1345回経営委員会に諮ります。

注1：「インターネット活用業務実施基準」、「2020年度（令和2年度）インターネット活用業務実施計画」は、NHKのホームページ「NHKオンライン」の「経営に関する情報」に掲載しています。

注2：①正確、公平・公正な情報で貢献、②安全で安心な暮らしに貢献、③質の高い文化の創造、④地域社会への貢献、⑤日本と国際社会の理解促進、⑥教育と福祉への貢献

（4）令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画 （経理局）

NHKは、放送法第70条第1項の規定により、年度ごとに「収支予算、事業計画及び資金計画」（注）を作成し、総務大臣に提出することになっています。この「収支予算、事業計画及び資金計画」は、放送法施行規則に定められた記載事項に従って作成しています。

これまでの理事会・経営委員会での令和2年度予算・事業計画についての議論を踏まえ、最終的な内容を取りまとめましたので、審議をお願いします。本日の資料は「令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画」（以下、「予算書」と、参考資料として、資料－1「令和2年度収支予算と事業計画の説明資料」、資料－2「令和2年度収支予算と事業計画〔要約〕」、および資料－3「令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画に関する資料」の計4点です。

「予算書」について説明します。予算書は、「収支予算」、「事業計画」、「資金計画」について記載しています。

まず、収支予算についてです。

受信料額や予算の使用方法に関する事項を規定した予算総則は、第1条で2年度の収入および支出を別表第1のとおり定め、第2条で契約種別ごとの受信料額及び割引額等について別表2から7に基づき定めています。現行の受信料額とともに、10月1日からの値下げ後の受信料額などを記載しています。第3条では予算の目的外使用の禁止について、第4条から第12条までは予算の流用や予備費の使用などについて定めています。

次に、事業計画についてです。

放送法施行規則に従い、「1. 計画概説」、「2. 建設計画」、「3. 事業運営計画」、「4. 受信契約件数」、「5. 要員計画」の5項目を記載しています。

「1. 計画概説」では、2年度の事業計画の基本的な考え方を記載しています。東京オリンピック・パラリンピックでは、BS4K・BS8Kでの競技中継放送やインターネットを含めた新技術を駆使するなど、大会の魅力之余すところなく伝えること、常時同時配信・見逃し番組配信サービスによる視聴機会拡大に取り組むこと、2年10月から受信料の値下げを実施することなどについて記載しています。

「2. 建設計画」では、新放送・衛星放送施設、テレビジョン放送網、ラジオ放送網、放送会館、放送番組設備、研究施設・一般施設について、それぞれの整備等に要する予算額を記載しています。

「3. 事業運営計画」では、国内放送、国際放送、国内放送番組等配信、国際放送番組等配信、契約収納、受信対策、広報、調査研究等の項目ごとに記載しています。

「4. 受信契約件数」では、契約種別ごとの有料契約見込件数と受信料免除見込件数を記載しています。

「5. 要員計画」では、事業運営および建設関係の要員数を記載しています。

最後に、資金計画についてです。受信料等による入金総額、および事業経費、建設経費等による出金総額を四半期ごとに記載しています。全体として資金が不足することなく、事業運営を行う計画となっています。

続いて、資料の説明をします。

資料－1「令和2年度収支予算と事業計画の説明資料」は、「令和2年度収支予算編成要綱」をベースに作成したものです。「令和2年度収支予算編成要綱」に、「ジャンル別の番組制作費」と「令和2年度末予定貸借対照表」を追記しました。また、資料編に「平成30年度貸借対照表・損益計算書（協会全体）」と「平成30年度連結貸借対照表・連結損益計算書」を載せています。

資料－2「令和2年度収支予算と事業計画〔要約〕」は2年度の収支予算と事業計画のポイントをA3版表裏1枚にまとめたものです。

資料－３の「令和２年度収支予算、事業計画及び資金計画に関する資料」は、予算書の参考資料として、収支予算の科目別内訳を詳細に記載しています。

２年度の事業収入は、１０月からの受信料値下げ等により、前年度に対して４３億円減の７，２０４億円となり、このうち受信料は、６，９７４億円とします。事業支出は、前年度に対して７６億円増の７，３５４億円で、既存業務の見直しや経費削減を行い、東京オリンピック・パラリンピックの放送実施、防災・減災報道、地域放送サービス等に取り組みます。事業収支差金は１４９億円の不足となり、繰越金を使用して補てんします。２年度末の建設積立資産は、１，６９３億円、財政安定の繰越金は８３１億円の見込みです。

本件が了承されれば、本日開催の第１３４５回経営委員会に議決事項として、提出します。

(会 長) 執行部として検討を重ねてきた内容です。原案どおり了承し、本日開催の第１３４５回経営委員会に諮ります。

注：「令和２年度収支予算、事業計画及び資金計画」は、NHKのホームページ「NHKオンライン」の「経営に関する情報」に掲載しています。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

２０２０年 １月２８日

会 長 前 田 晃 伸